

## 各務原市新商品販路開拓支援事業補助金交付要綱

(令和4年8月5日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、新規事業の展開、新商品の開発等を行う市内の事業者に対して、その販路の開拓を支援するため、当該事業者がクラウドファンディングを活用して商品の販売等を行う場合に要する経費について、予算の範囲内において各務原市新商品販路開拓支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング インターネットを通じて、不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。
- (2) CFサイト クラウドファンディングによる資金調達のためのウェブサイトをいう。
- (3) プロジェクト クラウドファンディングを利用して資金調達を募り実施しようとする事業をいう。
- (4) 目標金額 プロジェクトを実施する際に設定する資金調達の目標の額をいう。
- (5) 募集期間 CFサイトにおいてクラウドファンディングによる資金調達を募る期間をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する会社及び個人のうち、市内に事業所を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する者
  - ア 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類E—製造業に属する産業を営む者
  - イ 市ウェブサイトのものづくりナビ企業一覧（<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/shisaku/sangyo/1008446/1008448.html> をいう。）にその企業

名が掲載されている者

(3) 市の産業の振興への更なる寄与が期待される者

(4) 市税の滞納がない者

(補助事業)

第4条 補助事業は、補助対象者が実施するプロジェクトのうち次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 購入型（クラウドファンディングのうち、権利、商品又はサービスの提供の対価として資金調達を募るものをいう。）で実施するものであって、当該提供する権利、商品又はサービスが次のいずれかの事業に係るものであること。

ア 新たな商品又はサービスの開発又は企画を行う事業

イ 新たな事業分野への展開を行う事業

(2) 成功時報酬型（クラウドファンディングのうち、調達した資金の額が目標金額に達した場合のみ、当該資金を受け取ることができるものをいう。）で実施するものであること。

(3) 募集期間の初日及び末日が同一年度の4月1日から2月末日までの間に属すること。

2 前項の規定にかかわらず、目標金額に達しなかったプロジェクトは、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る経費であって実施年度（プロジェクトの募集期間が属する年度をいう。以下同じ。）の4月1日から2月末日までの間に発生し、及び支払いが完了したもののうち、次に掲げるものとする。ただし、国、他の地方公共団体等から同種の補助を受ける場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 仲介業者（CFサイトを運営する事業者をいう。以下同じ。）に対して支払う当該CFサイトの利用に係る手数料

(2) プロジェクトに関する資料の作成、CFサイトの運営等に係る業務を委託し、又はこれらについて助言、指導等のコンサルティング業務等を受けるために要した費用

(3) CFサイトへの掲載以外でプロジェクトの宣伝、広告、広報等に要した費用

2 消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和2

5年法律第226号)に規定する地方消費税は、補助対象経費に含まないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。

(事業計画の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ次に掲げる書類を添付した各務原市新商品販路開拓支援事業補助金事業計画書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画(様式第2号)

(2) プロジェクトがCFサイトへの掲載に係る審査を通過したことが分かる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による提出は、プロジェクトの募集期間の初日の前日(プロジェクトの募集期間の初日がこの要綱の施行の日から30日を経過した日前的日である場合は、当該施行の日から30日を経過した日)までに行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(事業計画の廃止等)

第8条 前条の規定による事業計画の提出をした者が当該プロジェクトの変更、中止又は廃止(プロジェクトが目標金額に達しなかった場合を含む。)をしようとするときは、各務原市新商品販路開拓支援事業補助金事業計画(変更・中止・廃止)届(様式第3号)により速やかに市長に届け出なければならない。

(補助金の交付申請)

第9条 申請者は、プロジェクトの募集期間の末日から起算して90日を経過した日又は実施年度の2月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付した各務原市新商品販路開拓支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、プロジェクトの募集期間の末日がこの要綱の施行の日前的日であるときその他市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 実績報告書(様式第5号)

(2) 補助対象経費が実施年度の4月1日から2月末日までの間に発生したこと及び

当該期間内にその支払いが完了したことが分かる書類の写し

(3) CFサイトにおけるプロジェクトの掲載内容及び当該プロジェクトが目標金額に達したことが分かる書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、各務原市新商品販路開拓支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに当該申請者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(補助金の交付の回数)

第12条 同一の申請者が補助金の交付を受けることができる回数は、一の年度につき1回限りとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(関係書類の保存)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた当該年度の終了後5年間、補助事業に係る帳簿等証拠書類を保存しなければならない。

(CFサイトに掲載された内容の公表)

第15条 市長は、プロジェクトに係る事業内容、目標金額、調達した資金の額等について、当該補助事業者の同意を得ることなく公表することができるものとする。

(手続の統合及び省略)

第16条 規則第19条の規定により、規則第4条の規定による補助金の交付の申請及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和4年4月1日以後の日を募集期間の初日とするプロジェクトについて適用する。

年 月 日

（宛先）各務原市長

所在地  
名称  
代表者の役職  
代表者氏名

各務原市新商品販路開拓支援事業補助金  
事業計画書

各務原市新商品販路開拓支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり事業計画を提出し、誓約事項のとおり誓約します。

記

1 補助事業の事業計画

事業実施計画（様式第2号）のとおり

2 誓約事項

私又は私が代表を務める団体等は、暴力団等（各務原市補助金交付規則第3条の3各号に掲げるものをいう。）ではありません。

3 添付書類

- （1）プロジェクトがCFサイトへの掲載に係る審査を通過したことが分かる書類の写し
- （2）その他市長が必要と認める書類

事業実施計画

1 事業者等の概要

事業者等の名称		
代表者の役職・氏名		
所在地	〒	
従業員数 (※提出日時点)	(うち正社員	名 名)
業種（日本標準産業分類の中分類）		
主な事業概要		
担当者連絡先	所属・役職	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	電子メール	

※裏面も記入してください。

## 2 事業計画（クラウドファンディングに取り組む事業について）

プロジェクトの名称		
仲介業者の名称		
スケジュール	仲介業者の審査通過日	
	資金調達開始予定日	
	資金調達終了予定日	
募集予定日数	日	
資金調達目標金額	円	
プロジェクト内容		
補助事業の要件	<input type="checkbox"/> 新たな商品又はサービスの開発又は企画を行う事業 <input type="checkbox"/> 新たな事業分野への展開を行う事業	
クラウドファンディングを活用する理由		

## 3 経費明細表

経費区分	補助事業に要する経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)
(1) CFサイト利用手数料		
(2) コンサルティング業務等に要した費用		
(3) 宣伝、広告、広報等に要した費用		
合計		①
補助金の交付申請予定額 (=①×2/3、上限50万円) ※1円未満切捨て		

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

所在地

名称

代表者の役職

代表者氏名

各務原市新商品販路開拓支援事業補助金

事業計画（変更・中止・廃止）届

年 月 日付けで提出した事業計画を（変更・中止・廃止）しましたので、各務原市新商品販路開拓支援事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

（変更・中止・廃止）する理由

（宛先）各務原市長

申請者 所在地  
名称  
代表者の役職  
代表者氏名

各務原市新商品販路開拓支援事業補助金  
交付申請書兼請求書

各務原市新商品販路開拓支援事業補助金の交付を受けたいので、各務原市新商品販路開拓支援事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

なお、この申請に係る審査を行うに当たり、市が申請者の市税の納入状況を調査することを承諾します。

また、補助金の交付の決定があったときには、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 交付申請額 金 円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行 金庫		本店 支店 出張所
	農協 組合	口座番号	
預金の種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

3 添付書類

(1) 実績報告書（様式第5号）

(2) 補助対象経費が実施年度の4月1日から2月末日までの間に発生したこと及び当該期間内にその支払いが完了したことが分かる書類の写し

(3) CFサイトにおけるプロジェクトの掲載内容及び当該プロジェクトが目標金額に達したことが分かる書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

実績報告書

1 事業実施報告

プロジェクトの名称		
スケジュール	資金調達開始日	
	資金調達終了日	
募集日数		日
資金調達目標金額		円
資金調達実績金額		円

2 経費明細表

経費区分	補助事業に要する経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)
(1) CFサイト利用手数料		
(2) コンサルティング業務等に要した費用		
(3) 宣伝、広告、広報等に要した費用		
合計		①
補助金の交付申請額 (=①×2/3、上限50万円) ※1円未満切捨て		

各務原市指令 第 号  
年 月 日

様

各務原市長 印

各務原市新商品販路開拓支援事業補助金  
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました各務原市新商品販路開拓支援事業補助金の交付について、各務原市新商品販路開拓支援事業補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

審査結果	交付 不交付
交付決定金額	円
交付条件	1 虚偽その他不正な行為により交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものであること。 2 市長若しくはその委任を受け、若しくはその命を受けた者が行う調査又は監査委員の監査に応ずること。
不交付の理由	